

平成30年第3回八雲町議会定例会会議録（第4号）

平成30年9月14日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第1号から認定第10号まで
平成29年度各会計歳入歳出決算認定に係る各案
(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第 3 議案第 1 号 八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 4 議案第 2 号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 5 議案第 3 号 平成30年度八雲町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 6 議案第 4 号 平成30年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第 7 議案第 5 号 平成30年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第 8 議案第 6 号 平成30年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第 9 議案第 7 号 平成30年度八雲町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第 8 号 平成30年度八雲町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 議案第 9 号 平成30年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正
予算（第1号）
- 日程第12 議案第10号 平成30年度八雲町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第11号 平成30年度八雲町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第14 議案第12号 平成30年度八雲町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 同意第 1 号 八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることに
ついて
- 日程第16 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 発委第 1 号 八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会設置に関する決議
- 日程第18 発議第 1 号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的
に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校
教育を求める意見書
- 日程第19 発議第 2 号 キャッシュレス社会の実現を求める意見書
- 日程第20 発議第 3 号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書
- 日程第21 発議第 4 号 オスプレイの訓練地域拡大ストップと国内飛行中止を求
める意見書

- 日程第 2 2 発議第 5 号 介護保険制度の抜本的改革を求める意見書
日程第 2 3 発議第 6 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化
を求める意見書
日程第 2 4 発議第 7 号 北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書
日程第 2 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について
日程第 2 6 議員派遣の件

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|------------|
| 2番 | 関口正博君 | 3番 | 佐藤智子君 |
| 4番 | 横田喜世志君 | 5番 | 斎藤實君 |
| 6番 | 大久保建一君 | 7番 | 赤井睦美君 |
| 9番 | 三澤公雄君 | 10番 | 田中裕君 |
| 11番 | 牧野仁君 | 12番 | 安藤辰行君 |
| 13番 | 宮本雅晴君 | 14番 | 千葉隆君 |
| 副議長 | 15番 黒島竹満君 | 議長 | 16番 能登谷正人君 |

○欠席議員（1名）

- 1番 岡島敬君

○欠員（1名）

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	吉田邦夫君
副町長	萬谷俊美君	総務課長	三澤聡君
総務課参事	佐藤尚君	併選挙管理委員会事務局長	
新幹線推進室長	阿部雄一君	企画振興課長	
財務課長	鈴木敏秋君	兼行財政改革推進室長	竹内友身君
兼収納対策室長	川口拓也君	兼情報政策室長	
住民生活課長	加藤貴久君	新幹線推進参事	藤澤久雄君
農林課長	伊藤修君	会計管理者	荻本和男君
併農業委員会事務局長	馬着修一君	兼会計課長	紺谷英友君
水産課長	川崎芳則君	保健福祉課長	森太郎君
建設課長	田中了治君	農林課参事	藤牧直人君
公園緑地推進室長		商工観光労政課長	朝倉俊之君
環境水道課長		建設課参事	戸田淳君
教育長		落部支所長	石坂浩太郎君
学校教育課参事	本庄伯幸君	学校教育課長	
体育課長	三坂亮司君	社会教育課長	
監査委員	千田健悦君	兼図書館長	吉田一久君
総合病院施設課長	佐々木裕一君	郷土資料館長	
総合病院医事課長	沢野治君	町史編さん室長	
消防長	櫻井功一君	学校給食センター所長	山田耕三君
八雲消防署長	伊丸岡徹君	総合病院事務長	成田耕治君
八雲消防署消防課長	今村幸一君	監査委員	福原光一君
		総合病院経営企画課長	竹内伸大君
		消防本部次長	大渕聡君
		八雲消防署管理課長	高橋朗君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	野口義人君	住民サービス課長	北川正敏君
兼熊石教育事務所長		熊石消防署長	荒谷佳弘君
産業課長	田村春夫君		
海洋深層水推進室長	桂川芳信君		
熊石国保病院事務長			

○出席事務局職員

事務局長	井口貴光君	併議会事務局次長	岡島広幸君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	吉田正樹君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時00分]

◎ 開議宣告

- 議長（能登谷正人君） ただ今の出席議員は13名です。
よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。
本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に横田喜世志君と宮本雅晴君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

- 議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（井口貴光君） おはようございます。ご報告いたします。
本日の会議に、決算特別委員会に付託をした平成29年度各会計歳入歳出決算認定に係る審査報告書が提出されております。
また、町長より補正予算5件、同意1件、諮問1件が追加提出されております。
他に、議員発議により意見書7件、議会運営委員会から発委1件と閉会中の継続調査申出書、議員派遣の件1件が提出されております。
また、事前配付しております議案書の一部に誤りがございましたので、机上配布の正誤表のとおり訂正をお願いいたします。
本日の会議に岡島敬議員欠席、斎藤實議員遅刻する旨の届出がございます。
以上でございます。

◎ 日程第2 認定第1号から認定第9号

- 議長（能登谷正人君） 日程第2 認定第1号から認定第9号まで、平成29年度各会計歳入歳出決算認定に係る各案を一括議題といたします。本件は兼ねて審査を付託しておりました決算特別委員会からの報告書を受けて議題とするものであります。
報告書はお手元に配布のとおりであります。
決算特別委員会委員長より発言を求められておりますので、これを許します。
○9番（三澤公雄君） 議長、決算特別委員会委員長。
○議長（能登谷正人君） 委員長。
○9番（三澤公雄君） 決算特別委員会委員長として補足説明をいたします。
去る9月11日の本会議で付託がありました認定第1号平成29年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、認定第9号までの各特別会計及び公営企業会計決算認定の審査にあたるため、9月11日から9月13日までの3日間にわたり、委員会を開催いたしました。
議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で構成する委員会でありますので、その審査

の経過につきましては省略をいたしますが、精力的に審査に取り組み、採決を行った結果、各会計決算につきましては、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

町理事者におかれましては、委員会審査を通じて委員各位から述べられました質疑・意見等について十分にその真意を汲み取られ、今後の行政執行及び予算編成にあたって反映していただくよう、強く望むものであります。

平成 29 年度の決算を見ますと、行財政改革に対する真摯な取り組みや町理事者及び職員各位の努力により、町財政の姿は全会計の連結決算の状況を示す実質公債費比率及び将来負担比率共に適正值内を維持しております。

しかしながら、今後の町税や地方交付税の状況を鑑みると、厳しい財政状況に変わりはなく、持続可能な町づくりをするためにも将来を見据えた財政運営に努めていただきたい。

なお、本委員会において意見調整の結果、町理事者に伝えるべきであるとの意見で一致しました事項について申し添えます。

新規事業、特に大型事業の実施に際しては、計画を策定し、それに基づいて事業を実施されるものでありますが、その前段階としては、意思決定過程において議会に対して十分な審議がされるための説明があり、政策等の水準を高める観点からそれに対して活発な議論が展開される必要があります。

しかし、平成 29 年度において、意思決定過程の期間が短くなったとはいえ、議会は十分な情報も得られず、議論を深められなかった事案があったことは誠に遺憾でありました。

議会は、町づくりの主体である町民の代表機関であります。議会としても積極的に情報を得る努力をいたしますが、町理事者におかれましても新規事業、特に大型事業の実施に際しては、町民の代表機関である議会へ、意思決定前に十分な説明をしていただき、町民の直接的な意見も取り入れるべき事項は取り入れ、当初計画よりも進化した事業となるよう、その進め方には十分に注意をしていただきたい。

今後とも町理事者をはじめ、職員各位のたゆまぬ努力、議会における建設的な評価と審議、そして監査委員の独自の考察を加えた 3 者の力が正常に働くことが財政健全化と町民の幸せに繋がる町政執行を堅持することと信じ、委員長の補足説明といたします。

○議長（能登谷正人君） 委員長報告に対する質疑は、議長及び監査委員である議員を除く全議員が決算特別委員会委員であることから、これを省略いたします。

委員長の報告は、いずれも原案のとおり認定すべきものであります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。認定第 1 号から第 9 号までに対する委員長報告は、いずれも認定すべきものであります。認定第 1 号から認定第 9 号までについて、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までは、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第1号八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院経営企画課長（竹内伸大君） 議長、総合病院経営企画課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院経営企画課長。

○総合病院経営企画課長（竹内伸大君） 議案第1号八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。議案書1ページをお開き願います。

この度の改正は、八雲総合病院の許可病床のうち一般病床を削減しようとするものでございます。

病床を削減する理由といたしましては、平成30年度診療報酬改定により一般病床にかかる入院料の基準が変更されたことに伴い、当該入院収益が減収となる見通しを立ててございます。

これに対応する経営改善策として、一般病床を200床未満とすることにより算定可能な診療報酬制度を活用し、当該減収見込み額を圧縮しようとするものでございます。

条例案の内容につきましては、議案中第4条第1項第1号イ（ア）に規定する一般病床数について、現行の203床を20床削減し、改正後は183床にしようとするものでございます。

附則として、この条例を平成30年10月1日より施行しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 今の説明でいくと診療報酬減に対応するためと。その中で200床未満とすることで、っていうのに関わらずですね、20床も減にすると。200床未満であれば199でもいいわけですよ。そういう事ではないんですか。

それでなおかつ、20床という八雲は10対1とってっていう看護基準があったと思うんですけども、20床減らすとその部分にも影響してきますよね。

基本的にはその20床を減らすっていうことになった経緯というか。計算した結果そうだったんだろうけれども。それに対して私は、例えば10対1の看護基準でいけば看護師2人減とってっていうのが出てくるんじゃないかっていう、そちらの方を心配しているんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○総合病院経営企画課長（竹内伸大君） 議長、総合病院経営企画課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院経営企画課長。

○総合病院経営企画課長（竹内伸大君） ただ今のご質問にございました削減の数をもう少し緩和しても良かったのではないかとということと、看護基準の関係。とりわけ看護師の員数に関する影響ということについて、お尋ねがあったものというふうに思っております。

まず1点目、199でもよかったのではないかとということですが、現在の病棟配置上、南棟の2階と3階を50床、二つのフロアを1ユニットとして1病棟として許可をいただいているところでございます。

これまでの間、南棟の入院の患者数等々を調べて追跡をしまいましたが、南棟の3階におきましては、そこまで患者さんが入っていない状況でございます。

現在、各病棟の割り振りは、南2階に30床、南3階に20床を割り振っているところでございまして、当面、今定例会にもいろいろとご議論がありましたとおり、人口減少に伴って患者数が極端に増が見込めないという状況においては、切りの良いこの1フロアをクローズにしようということが適切というふうに考えました。

過去5年間において入院患者数、こちらも種々調べておりますが、最大で1日あたり入院した患者数を鑑みましても、この5年間20床削減しても例えば病床の不足によって入院患者を受け入れられない、こういった自体は生じないものというふうに統計をとっているところでございます。

2点目の看護基準につきましては、旧入院料の7対1、10対1という基準がございまして、1日あたりの患者数に対する看護師の員数を代表的に表したものであるというふうに考えております。実際には入院患者数の平均値、これに応じて看護師を割り振ることとなります。

少し突っ込んだお話ですが、看護師配置基準は10月1日から7対1の維持が制度上かなわないので、10対1に移行するものというふうに思います。病棟側の看護師の労働状況を見てみますと、やはり単純に7対1から10対1に基準が変わったところで、じゃあ大幅に例えば表題にありますとおり3人を削減できるのかということ、なかなかそういうわけにはいかない状況でございます。一つには1か月あたりの夜勤の時間の制限ですとか、そういうこともございまして、それと時間外労働もそれなりに多くなってございます。

そういった観点から、例えば10対1に基準が落ちたとしても、ただちに看護師の合理化ということには至らないのかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○14番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14番（千葉 隆君） 私も決算委員会の時にもお話をしましたように、加算できるものは項目をあらって利益をあげる、あるいは削減して不利益を解消すると。今回の部分は病床率も上がるわけですから、そういったことでの判断だと思いますが。

一方、クローズした病床20床、どういうふうな活用を考慮されるのでしょうか。

○総合病院経営企画課長（竹内伸大君） 議長、経営企画課長。

○議長（能登谷正人君） 経営企画課長。

○総合病院経営企画課長（竹内伸大君） 今、質問にございましたとおり、実際にクローズした病床、フロアの活用でございますが。

現在、冷房施設の整備に取り掛かっておりまして、平成31年度まではどうしても病床に患者さんがいた状態での工事が出来ないものですから、31年度まではそういった形で病床として活用というのが具体的に視野に入っております。

平成32年度以降の活用につきましては、具体的にはまだ想定しているものはございませんが、いろいろな事態を想定し、例えば単に物置ですとかそういうものに使うのではなく、例えば災害対応ですとかいろんなことが考えられますので。

直ちに病床として活用できるように、当面管理してまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第2号辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第2号辺地に係る総合整備計画の変更についてをご説明申し上げます。議案書2ページでございます。

本件は、公共的施設の整備の財源として、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第5条に規定する辺地対策事業債を活用するにあたり、現時点の各事業の執行計画における辺地債の充当可能額が現行の辺地総合整備計画の各事業の辺地債の計画額を上回る、又は現行の計画に掲載されていない新たな事業を実施する場合、辺地債の活用に制限が生じることから、その辺地債の額など、辺地総合整備計画の変更をすべく、同法第3条第8項に基づき準用する同条第1項の規定に基づき、あらかじ

め北海道との協議を行い、その協議が平成30年8月9日付で整ったことから、同項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

それでは、今回変更しようとする辺地総合整備計画の内容についてご説明いたします。3ページをご覧ください。今回変更しようとする辺地総合整備計画の事業は、落部、入沢、栄浜地区を一帯で設定する落部辺地であり、平成27年度から平成31年度にかけて辺地対策事業債を活用し整備しようとする事業で、表内の括弧内で記した数値が変更後の事業費等であります。

6事業目、経営近代化施設農地耕作条件改善事業は、落部町民センターに近接する排水路170メートルの整備であります。当地域の農業用の施設整備は、基本的に5事業目に掲載している北海道が事業主体である中山間地域総合整備事業を活用しているところであります。当該施設については同事業の採択要件を満たさないことから、国・道の別の制度を追求したところ、農地耕作条件改善事業の適用が認められたものであります。

本事業は平成30年度設計・工事の実施予定であります。現計画には掲載していなかったことから、事業費1,516万1,000円、辺地債680万円として新たに辺地総合整備計画に追加変更しようとするものであります。なお、他の事業は今回変更を要しないものであります。

以上を持ちまして、議案第2号辺地に係る総合整備計画の変更についての提案説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 議案第3号平成30年度八雲町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第3号平成30年度八雲町一般会計補正予算（第6号）に

ついて説明いたします。議案書4ページであります。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに5,568万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を143億2,733万円にしようとするものであり、漁港防災カメラ整備事業の追加の他、7の事務事業の補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書11ページであります。

2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費49万7,000円の追加は、戸籍総合システム外字関連情報抽出業務委託料の追加であります。戸籍事務関係のマイナンバー制度の情報連携、市町村ネットワークについては、名前に使用されている文字で標準文字以外の文字、いわゆる外字が市町村ごとに個別に管理されていることから、その運用の支障となっているところでもあります。そのため、国はそのシステム作り着手し、連携においてはそれらを標準的な文字に置き換え運用すべく、新たな文字コードを割り当てる文字整備作業に本年度着手するものであります。この前提作業として、各市町村は自己が管理する外字を国へ報告する必要性が生じ、このほどその作業、外字抽出作業に係る国の補助制度、補助金が示されましたので、予算を追加し、その作業にあたらうとするものであります。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費95万1,000円の追加は、障がい児保育事業補助金の追加であります。本事業補助金は、障がい児を受け入れる保育園がその保育にあたる保育士等を雇用した場合に支援するものであります。本年度マリア幼稚園において訪問看護師による医療ケアを要する障がい児1名を受け入れたことから、その経費について支援しようとするものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目病院事業費1,000万円の追加は、総合病院事業に係る病院事業会計操出金であります。この程、総合病院が旭川医科大学の地域教育学に賛同し、その事業に資する寄付を行おうとすることについてその財源を補填する操出であり、詳しくは当該会計の補正予算において説明いたします。

6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費948万1,000円の追加は、林地所有者追跡等業務委託料144万8,000円及び高性能林業機械整備事業補助金803万3,000円であります。この2事業は、国の林業成長産業化地域創出モデル事業に対応した渡島地域の構想が本年2月に認められ、そのうち八雲町の取り組み事業については本年度実施としてこのほど予算割り当てがされたことから、予算を追加し事業を実施しようとするものであります。

事業の内容は、林地所有者追跡等業務については、平成28年の台風により被災した民有林の復旧に際し、その所有者が不明なことから対応できない事例について、その権利者の特定を行い今後の事業の意向調査を実施しようとするものであり、その経費の全額が国から支援されるものであります。具体的には、浜松地域から山越地域を予定しているものであります。

高性能林業機械整備事業は、国が将来に向け生産性向上を図る事業への支援であ

り、具体的には、相沼産業株式会社が導入しようとするハーベスタ1台について、その事業費3分の1相当の補助金が認められたものであります。

6款農林水産業費、3項水産業費、3目漁港費2,818万3,000円の追加は、漁港防災カメラ整備事業補助金であります。本事業は、津波や波浪などによる漁港内の異常な事態を早期に検知し、漁船等の被害防止、漁業者の迅速な避難へ繋げることを目的とした事業で、漁港に監視カメラを設置し、その情報を配信しようとするものであります。事業主体は八雲町漁業協同組合、落部漁業協同組合で、国の補助事業を要望していたところそれが認められ、施設整備内容も整理出来たことから補正をお願いするものであります。事業内容は、監視カメラ9台の設置の他一式の整備で、事業費3,636万8,000円に対し、2分の1相当額の補助金であります。

8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費161万円の追加は、平成29年度建設した出雲町C団地2棟における床下への地下水の浸水防止対策費であります。本件は、本年5月の状況把握の後、水抜き作業を実施し、その後状況を注視してきましたが、未だ完全な乾燥状態には至っていないことから、基礎コンクリートの継ぎ目部分に防水工事を施工しようとするものであります。具体的には、浸水部分に対応した床下113平方メートルに防水材を塗布するものであります。

議案書13ページになります。13款所支出金、1項諸費、2目還付金及び返納金496万7,000円の追加は、平成29年度の各事業に係る国・道からの負担金補助金について、このほど精算手続きにより返還が確定したことから、説明欄に記載のとおり追加し返還するものであります。

以上、補正する歳出の合計は5,568万9,000円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書9ページであります。10款、1項、1目地方交付税1,000万円の追加は特別交付税で、歳出で説明しました総合病院の操出金、旭川医科大学の地域教育学賛助寄付金相当額であります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金49万7,000円の追加は、社会保障税番号制度システム整備費補助金で、歳出で説明しました戸籍総合システム外字関連情報抽出業務に対する国の補助金で、歳出と同額であります。

15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金3,766万4,000円の追加は、北海道林業成長産業化地域創出モデル事業補助金948万1,000円、漁港機能整備増進事業補助金2,818万3,000円で、歳出で説明しました林地所有者追跡等業務、高性能林業機械整備事業及び漁港防災カメラ整備事業に対する国の補助金で、歳出と同額であります。

19款1項1目繰越金752万8,000円の追加は前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。

以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の5,568万9,000円の追加であります。

以上で、議案第3号平成30年度八雲町一般会計補正予算（第6号）の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 12ページ、農林水産業費の漁港防災カメラ整備事業補助金の説明を聞いた上で質問をいたします。

漁港防災カメラという説明ですけれども、聞いた上では船だとか港の災害に対する態勢は天気予報等で十分に備えられるので、備え付けたカメラが何の防災の役に立つのか理解できませんでした。

また、9台というのは各9つの港に付けるのか一つの港に付けるのか説明では分かりませんでしたけれども、1台400万という高額です。本当にこういうものが必要で役に立つのか非常に疑問ですが、担当課の方ではどのように思っているのでしょうか。

○水産課長（伊藤 修君） 議長、水産課長。

○議長（能登谷正人君） 水産課長。

○水産課長（伊藤 修君） まず事業効果についてですけれども、その他に荒天時に波浪注意報等が出た場合に、漁業者自ら漁港に赴いたりですね、それによって漁船係留作業及び漁具避難を行っている状況ですけれども。漁港監視カメラを設置することによって、上記の作業回数の減少や安全性の向上、その状態をライブで見れるということで、そういう安全性の向上、また荒天時においては作業が不要である、確認が容易となって、家にいながら港の状況が見れるということで、漁業者の就労時間の軽減も図られるということもあります。

それと、遠隔地においても昼夜問わずに漁港の状況が確認できて、現地作業の必要性を判断する情報が共有できるというメリットにおいて、これらも事業効果として考えております。

また、カメラの設置台数ですけれども、八雲漁協管内においては黒岩漁港に1台、山崎漁港に1台、八雲漁港に2台、山越漁港に1台。落部漁協に関しては東野漁港に1台、落部漁港に2台、栄浜漁港に1台と、こういうような形になっております。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） そういうものを漁協が要望したんですか。実際、海を見ないで危険を判断して、家から海を判断して、それで漁に出るとか出ないとか。本当に大災害が来る時は、自分の目で確かめて船を避難させると思いますし。大災害で無い程度の荒れた天気が予想されるのであったとしても、自ら漁に出るのであれば港に赴くでしょうし。全く分からない予算だと思います。

これは、歳入は道から来ますので、自主財源がないということで町の方は痛くないのかもしれないかもしれませんが。道財政というのは非常に厳しくて、各自治体のもらえる補助の枠というのは僕はあると思うんですよね。この程度の事業に2,800万ももらって、この後だと

か他の農業・林業の補助金をもらう時に困りませんか。

全く効果が分かりません。ましてや1台400万程度ですよ。今、その程度の見るものでしたら、もっともっと安価なものが買えると思いますし。

また、それ以上に僕はカメラは期待するような機能をすることは思えません。浜に漁師は自分の目で波を見に行くと思いますよ。

○水産課長（伊藤 修君） 議長、水産課長。

○議長（能登谷正人君） 水産課長。

○水産課長（伊藤 修君） この事業自体はですね、両漁協の要望事項ということで、昨年度来協議してきた部分ではありますけれども。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 補助金の財源の関係、他の事業への影響の関係であります。これは道の支出金、道の補助金で受けますが、基本的には道も自分の財源を足しているわけではなくて、全額国費になっております。

ですから、議員が言われる部分で道としての補助事業においてですね、他の農業だとか民生関係だとか、それに対して独自の施策への影響ということはちょっと考えづらいのかなど。ただし、議員が指摘する本旨でいけば、国の方の事業配分、予算の配分という中ではどうなのかなどということはあるんでしょうが、その辺は勿論、私どもでは計り知れないというようなところであります。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 今の財務課長の答弁を聞きますと、無下に反対も出来ない部分もあるのかなと思いますけれども。ただ、少なくとも農業の業界においては、本当に必要なものを事業を組み立てて補助申請しているものばかりだと思います。

本当にこれを漁師が望んでいるのかというのは甚だ疑問ですけれども、それは漁協の内部の話だと思いますので、ここで指摘しても届かないところだとは思いますが。

しぶしぶ納得いたしました。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○15番（黒島竹満君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 黒島君。

○15番（黒島竹満君） 今のカメラの件なんですけれども。

結構、漁港の中で盗難やらいたずらやらされている件があるわけですよ、毎年ね。そういう部分も含めてつける位置を漁協としっかり、また、漁業者と打ち合わせをしながら広範囲で見れるような形で設置出来ればいいんでないかなというふうに思っておりますので、その辺一つよろしく。

そういう話というのはしていますか。

○水産課長（伊藤 修君） 議長、水産課長。

○議長（能登谷正人君） 水産課長。

○水産課長（伊藤 修君） そのような盗難事案も確かに聞いておりますので、それらも含めて抑止機能が果たされるのかなというふうに考えておりますので。運用にあたっては漁協とよく協議をして、安全に、またそういうことにも配慮しながら活用してまいりたいと、このように思っております。

○15番（黒島竹満君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 黒島君。

○15番（黒島竹満君） その辺が一番大事なところだというふうに思うんですね、浜の関係から言うとですね。漁業者から言うと、それが一番大事な部分だと思うので。そこが出てくると三澤君の意見もちょっと変わったのではないかなと思うので。

今後、そういった部分もしっかりと注意して説明するようにした方がいいと思いますので。よろしくどうぞ。

○議長（能登谷正人君） では、今の質問事項をきちんと守るように。

他にありませんか。

○10番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） 12ページの林地所有者追跡等調査業務委託料について、ちょっとお聞かせ願いたいんですけれども。

この説明の中に、等という表現がされているんですよね。この等というのは、どのような背景があるのかどうか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案の掲載の仕方に等ということで、私の方でちょっと調整させていただきました。

何故、等と付けたかと言いますと、説明でも申しましたが不明者を追跡調査するということの次にですね、その不明者が見つかって特定された場合、その方々に対して復旧事業の関係、この意向調査をすると。その2段階になっておりますので。その意向調査という部分を、それは追跡が主体でその次の作業だということで、申し訳ありませんが等という形で表現させていただきましたので、ご理解願います。

○10番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） 分かりました。それでね、これ今回山越方面を調査するという事なんですけれども。私どもの八雲町に置いては、道南一の面積を有している。

それで、この業務委託料なんですけれども。なんていう団体等々に委託するんでしょうか。

それと、私先ほど聞いたところ、等という背景は何だというのは、これ国の予算が入ってきますから、それで調査をした。その結果が出てきた後はいずれかの場合は、町でもあ

る程度の事業の展開がなされるべきだなどと思って質問をしたら、等の中にその意味合いがあるということで理解したんですけれどもね。

今後、この結果が出てきたと。その結果、町としてどのような事業展開を、先ほど財務課長が言ったように、国がやったことを今度町でやるんだから、これらはどういうふうに展開されているのかということと。

あわせて、このような林地所有者というのはどれくらいの面積を当町において有しているのか。ちょっとその辺をお聞かせ願いたいんですけれども。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） まず1点目の今年度の事業の展開につきましては、先ほど財務課長からもご説明させていただいたとおり、モデル事業という形で、この事業の展開としては、来年度以降導入が決定されております森林環境税に基づく事業というものの先行した形で当町、国の予算の配分が今回当たったということで補正をさせていただきました。

ご存知の通り、台風被害等の倒木被害地につきましては、森林組合を中心に事業を精力的に展開しているところですが、いかんせん、町外にいらっしゃる方、あとは所有者が不明な方、あと登記上の調査では分かり切らない相続未登記物件等いろいろなものがござります。そういった形でそういったものを、まずは当町、以前からもご指摘していただいております山越地区、浜松地区について実施しようとするものであります。

委託予定につきましては、入札等に勿論なるんですけれども、測量業者さん等がこういう業には長けているのではないかとということで今調整をしているところでありますので、町に登録している登録業者さんの中で、検討をしてみたいというふうに考えております。

民有林の部分の今後の展開であります。これに今回のモデル事業でやり方、あと問題点等も明らかになってくると思われ。そういった中で、全町的な部分、まだ手付かずの部分、特に国有林との境の奥の方とかですね、まだ調査もままならないところもござります。森林環境税の主旨に沿った形でやっていくんですけれども、まずは全容の調査という形で今、森林台帳の整備もあわせてやっている最中であり。ます。

そういった中で不在村、国の制度上の言葉でありますので誤解を恐れずに言いますと、意欲のない森林所有者という言葉は国は使っていますけれども。そういった方々との折衝、やり取り、意向調査という部分は、今後も全町的に進めていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○10番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） モデル事業だということを初めて聞いたんですけれども。

これ、風倒木が町内において発生したと、それに基づいての国のモデル事業なんですよということで。全部が全部そうでないんですけれども、そういう押さえ方もしておいた方がいいということなのかな。

それと、これは国の予算が入っていますから、今後これらが分かったと。だけれども、国では町にやっってくださいというふうな、そういう事業展開になっていくと思うんですよ。私の考え方が間違っているのかな。これ、事業展開は、うちの方の町としてはどのような、さっき聞いたよな。同じことを何回も聞くのも嫌だしな。これからどのような方向付けをされようとしているのかどうか、お聞かせ願いたいんですけども。

(何か言う声あり)

○10番(田中 裕君) 三澤君と情報交換をしていたものですから。

まあ、これからのことも我々共有しないといけないと思うものですから、ちょっとその辺の考え方だけ聞かせて。

そして、そういう民有林というんですか、それに該当するようなところはどれくらいって先ほど聞いたんですけども、答弁が来なかったものですから。かなり私はあると認識をしているんですけども。

これも一つ面白い産業だというふうな、私認識をするんですよ、かなりの需要がある事業ですから。だからそれを地元の企業をリンクして事業展開を図っていくっていう。面白い事業だということで聞いたんですけども、いかがでしょうか。私、まだこの辺の知識はないものですから、ちょっと教えてください。

○農林課長(加藤貴久君) 議長、農林課長。

○議長(能登谷正人君) 農林課長。

○農林課長(加藤貴久君) まず最初の方の今回の事業の主旨の部分があったと思います。

今回は風倒木被害処理の関係でという、直接的な国の方の事業ではございません。森林所有者等の調査と、あと将来に向けて山林、森林を持続可能に維持していくという部分の事業として国が設定した中で、当町としては森林所有者の調査ということをして申請をさせていただいて、採択を受けたということになります。

あと、今後の事業展開の部分ですけども、現在、森林所有者等の特定を不在地主、不在村、町内にいない方ですね。あと、相続未登記で所有者の区分がはっきりしない方々の調査はこれから行う予定でありますので、その面積がいくらかというのはその調査で明らかにしていくこととなりますので、現在何千ヘクタールあるとかっていうお答えはここではご勘弁いただきたいと思っております。

あと、事業の財源等の考え方ですけども、現在も民有林につきましては、森林組合を中心に事業展開をしています。植えて育てて切ってまた植えるという展開は、今後も変わりません。その中で森林組合さんと、今後国が用意する財源等も今後出てくると思いますが、そういう現在施業している業者さんの事業については勿論そのまま継続していきますし。そういう所有者が特定できていない、あと手つかずの森林とかですね、未整備森林、そういった部分の方との接触を持ち、施業を働きかけていく、勿論町が施業は出来ませんので、森林組合さんとか林業事業体さん等の協力を得ながら進めていくということになると思っておりますけれども、国費・道費を活用した中で山を育てていく。

森林の部分はこの間も何回かお答えさせていただいておりますが、植えてから相当年数

経っている人工林もありまして、伐期も来ている部分がありますので。そういった森林をじゃあどうやって管理していくのかという部分が国の方でも今重要視されておりますので、展開を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○14番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14番（千葉 隆君） 今の土地の所有者の追跡の委託料の関係なんですけれども。個人的にも身元引受人の存在も含めて、相続とかの関係も含めて、自分の事業の中では追跡調査をしたことがあるんですけれども。結構時間がかかるというか、相続人をだんだん枝分かれしていくわけですから。だから、この委託料で調査して、その後の事業の転換という部分を目的にしているわけですから。この調査結果が出てくるのはどれくらいの期間がかかるのでしょうか。まず、それが1点と。

それと、漁協の防災カメラの関係なんですけれども。プレジャーボートの方に防犯カメラ、あつちは防犯なのかなと思うんですけれども。カメラがついていて、ある程度広角で遠隔操作が出来て、望遠機能もついているということで。遊びの方ではもう付いているわけですから。本業の方が遅れている状況の中では、今早めに予算措置をしなければならないのかなと思うんですけれども。

実際、その望遠機能がついていて、そしてどの程度の距離の望遠機能がついているのか教えていただきたいなと。というのは、設置費も含めて400万弱だから、それほど高性能なカメラじゃないと思うんですけれども。今だったら、人工衛星から地上までかなり鮮明に見えるくらいのカメラですから。性能的には、ピンからキリまであると思うんですけれども。今回設置される防犯カメラの望遠機能がどの程度なのか、分かっていたら教えていただきたいし、分からなければ分からないということでもいいと思うんですけれども。

それともう1点ですね、寄付金の関係なんですけれども。この財源が地方交付税、特交で措置されるという解釈で良いんだと思うんですが。もしもその辺、制度上ですね、一自治体が大学病院に1,000万特交で措置されるとしたら、上限額があるのかどうか。あるいは3か所だと4か所でも可能なのかとか、そういった制度上の部分ですね、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） 林業の所有者の事業の部分でありますけれども。事業期間につきましては、今回は補正ということで、当町の年度、平成30年度末を事業期間と設定しております。調査につきましては、議員ご指摘のとおり、今後相続等の追跡調査、委託ですとか測量業者さんですとか、司法書士さんですとかという形で相談をしていかなければいけないと思います。

なので、事業期間は平成30年度末になっておりますので、調査未了で終わることも想定はされておりますが、現在設定している調査地域が全部完了するかどうかという部分は、

申し訳ございません、どこまでいけるかというのは不明な部分がございます。

なので、詳細の部分についてはこれから発注となりますが、相続の部分、何代先まで調査をするのですとか、どこまでするかという部分は予算と絡めて今回の事業量で判断していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○水産課長（伊藤 修君） 議長、水産課長。

○議長（能登谷正人君） 水産課長。

○水産課長（伊藤 修君） カメラの性能でございますけれども、300メートル先まで見える部分になります。それと赤外線になって夜も可能と。それとワイドは漁港内と。他の方は見れないようにはなっております。それと防災、防水、そういう機能がついております。

また、プレジャーボートのカメラはクラブの人たちで作っているもので。ちょっと今機能をしているかどうかあれですけども、管理は町や漁協ではしていない状況ですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 旭川医科大学への寄付金事業に係る財源としての特別交付税であります。特別交付税の制度としては、他の病院の事業に寄付するというものに対して、特別交付税を措置するというような制度はございません。うちとしてこれが初めて。北海道の保健環境部との協議でいけば、うちの町が初めてのようではありますが、そういうような特殊な事情として、特別交付税としていかがでしょうかということによって要望を行うと。病院への支援措置だよと。病院への支援措置というか、あまり詳しいことは私の口からではなく、次の病院事業会計の中で聞いていただきたいんですが、病院が医科大学への事業に対して賛同したというものを財源として、一般会計として特別交付税を財源とした中で支援していきますよというような組み立てで道の方に上げるということでもあります。

ですので、申し訳ありませんが、あくまでも要望という中で確定しているということではございません。あくまでもこれからの道とのやり取りの中で、どうなるかということでもあります。

ですので、認められない場合もあり得るのかなとは思っております。認められなかった場合については、全体の歳入の財源の中でどうするかというような、財政運営上の形で判断していきますので、この辺についてはご理解をいただきたいと思っております。

そういうような状況ですので、議員ご心配のとおり、何事業、何大学へもというようなことになった場合に、どのような対応をとるのかという部分については、今年の結果を見ながら次年度以降も考えていかなきゃならないんだらうというふうに思っておりますので。31年度以降も、もし総合病院なり国保病院で他の大学への事業に賛同して寄付を出すといったような時に、どのような形で財源を用意するのか。基本的には病院事業の中で財源を用意しなければならないものというふうに考えますが、この様に特別交付税でというような道が見い出せれば、一般会計での支援というようなこともあり得るんだらうと。逆に言えば、そのように道の方に認めさせたいというような形で今回このように予算計上させ

ていただいたというところであります。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第6 議案第4号平成30年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第4号平成30年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。議案書15ページをお願いいたします。

この度の補正は、昨年度に国や道から交付を受けた療養給付費等国庫負担金等の精算に伴う返還金の補正であります。この返還金については、同じ歳出の前年度繰上充用金から振替対応することにより、歳入歳出予算の総額に変更は生じないものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。議案書17ページをお願いいたします。中段以下の歳出でございしますが、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金5,178万6,000円の追加は、節説明欄記載の一般被保険者に係る療養給付費と国庫負担金及び退職被保険者に係る療養給付費と交付金並びに高額医療費共同事業に係る国庫と道負担金それぞれの平成29年度分が確定したため、その精算による返還金でございます。そしてこの返還金に充てるため、歳出の7款1項1目前年度繰上充用金を同額の5,178万6,000円減額し、6款へ振り替えるものでございます。

この対応につきましては、これら精算返還金が平成29年度の過大収入分であり、この収入がなければ、同相当額が平成29年度の赤字となり、そして平成30年度、前年度繰上充用金へと繋がっていたことから、前年度繰上充用金の財源を充てたものでございます。

なお、国民健康保険特別事業会計におきましては、基金も枯渇しておりますことから、赤字補填のため、本年度やむなく一般会計から借り入れをしている状況でございますので、これから医療費の動向などを見つつ、来年度に向け税率改正の検証に入らせていただきました。

く存じますので、よろしく願いいたします。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時14分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き、会議を開きます。

◎ 日程第7 議案第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 議案第5号平成30年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第5号平成30年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。議案書19ページをお願いいたします。

この度の補正は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億1,734万円にしようとするものでございます。それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。23ページをお願いいたします。

はじめに下段の歳出からでございますが、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金25万円の追加は、平成29年度の出納閉鎖を終え、過年度収入保険料の過誤納還付金を算定したところ、現行予算では不足が生じること

が判明したため、今後の過年度保険料の更正による還付処理も考慮し増額しようとするものでございます。

次に上段の歳入についてでございますが、6款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金25万円の追加は、歳出に対応した後期高齢者医療広域連合からの保険料還付に係る収入でございます。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第8 議案第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第8 議案第6号平成30年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（紺谷英友君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（紺谷英友君） 議案第6号平成30年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。議案書25ページでございます。

この度の補正は、平成29年度の介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金に係る補正で、介護保険事業特別会計歳入歳出予算の保険事業勘定総額に、歳入歳出それぞれ1,786万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億2,491万4,000円にしようとするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。議案書29ページの下段をご覧ください。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金で1,786万1,000円の追加は、平成29年度の給付実績等が交付額を下回ったことによる返還金で、節説明欄記載のとおり、介護給付費国庫負担金1,311万5,000円、介護給付費交付金99万7,000円、介護給付費道負担金360万4,000円、地域支援事業国庫補助金9万7,000円、地域支援事業道補助金4万8,000円の返還が生じたための補正でございます。

これに対応する歳入について、ご説明申し上げます。同じページの上段をご覧ください。

5款1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金16万7,000円の追加は、平成29年度の介護給付費交付金の給付実績が、交付額を上回ったことによる追加交付金でございます。8款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金1,769万4,000円の追加は、歳出の償還金に係る分を介護給付費等準備基金及び地域支援交付金追加交付金により対応しようとするものでございます。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第9 議案第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第9 議案第7号平成30年度八雲町病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長（福原光一君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（福原光一君） 議案第7号平成30年度八雲町病院事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。議案書31ページ及び正誤表をご覧ください。

この度の補正は、国立大学法人旭川医科大学で実施している大学独自の地域枠奨学金制度の支援及び同校で行う地域医療を支える人材を育成するための特任講師の採用に関し、その主旨に賛同し、当該教育及び研究活動等を財政的に支援することを用途目的とした寄付金を申し入れるため、一般会計繰入金を追加し対応しようとするものです。

旭川医科大学からは現在、眼科の常勤医1名と、月2回の週末待機にあたる心臓血管外科医が出張医として当院に派遣されております。また、協力型臨床研修病院である当院にて、1名の初期臨床研修医が4月から研修を積んでおります。さらには、10月から常勤内科医師1名を当院へ派遣される事が決まり、八雲総合

病院が地域センター病院として医療圏で担っている役割を十分に理解されて、この様に強力な支援をいただいているところであります。

当院としましては、旭川医科大学で地域医療を学んでいる医学生が大学独自の奨学金制度を活用されて、将来地域医療を支える医療人となること。

また、特任講師の採用により、医局医師が地方病院で求められている幅広く診療の出来る総合内科医になることを支援したいと考え、寄付金を申し入れようとするものであります。

対応する財源につきましては、本来であれば医業収益をあてるところであります。が、医師確保に苦慮している状況から、収益増を見込むことが出来ず、一般会計からの繰入金で対応しようとするものであります。

第2条収益的収入及び支出ですが、収入1款病院事業収益、5項総合病院特別利益1,000万円を追加し3億1,000万円とし、支出1款病院事業費用、3項総合病院医療外費用1,000万円を追加し1億9,430万1,000円にしようとするものであります。詳細につきましては、議案書32ページをお開き願います。

補正予算実施計画により支出からご説明いたします。支出1款病院事業費用、3項総合病院医業害費用、7目寄付金1,000万円の追加は、旭川医科大学における地域医療教育活動等を財政的に支援することを用途目的とした寄付金1,000万円であります。これによりまして、費用合計は既決予定額56億2,049万2,000円に1,000万円を追加し、56億3,049万2,000円とするものであります。

これに対応します収入についてですが、収入1款病院事業収益、5項総合病院特別利益、1目その他特別利益一般会計繰入金1,000万円を追加しようとするものであります。収入合計は、既決予定額52億3,199万6,000円に1,000万円を追加し、52億4,199万6,000円とするものであります。

議案書31ページ及び正誤表にお戻り願います。第3条予算、第9条本文中の他会計からの補助金は、総合病院4億9,137万3,000円を5億137万3,000円に改めるものであります。

以上で、議案第7号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○10番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） この1,000万の支出等の行為については、私議員として賛成していきたいと思いますが。ただ、先ほどの鈴木課長の答弁と福原課長の答弁を聞いてみると、何かしら総合病院から単独で支出されていると、説明を聞くとね、というふうな錯覚を持ったもので。

そこでね、先ほど鈴木課長は、北海道の病院、旭川医科大学は、だけれども、道の支出でくと理解できるんですね。道支出だよと。北海道で単費で旭川医科大学に補助金を

出せないから。だから、ワンクッションおいて八雲町に来て、そして旭川医科大学に出すっていうんだったら分かるけれども。今度、交付税措置されるっていう説明をされたものですから。じゃあ国の支援策というのは、これから八雲町がいいかどうかによるっていうんですけれども、全道的に広がっていく案件だと思うんですけれども。この辺の整理をちゃんとしておかないと上手くないんじゃないかなと思うんですけれども。この辺の交付税措置された、そして道支出金がない中で、どのように我々整理しておけばいいのかなと思って、今一度お聞かせ願いたいんですけれども。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 先ほどの一般会計における説明で、若干不足していたのかなというふうに思います。旭川医科大学は国立病院機構でありますから、道が直接その病院機構の方に補助金を出すということは基本的にはあり得ないんだろうということでもあります。

ですので、私が道と言った部分については、道から情報収集をしたというだけであります。道の方が旭川医科大学、国立病院機構の方に直接財政支援をするのを町が迂回するというのではなくて、あくまでもうちの町なり総合病院として寄付を行うということの事例について、道から情報を得たということでもあります。

それで、特別交付税の関係でありますけれども、国が国の病院機構の方への補助金をまた迂回するというのではなくて、それはそれで国が国立病院機構との関係上考えるべきことですので、それはまた別な話であります。

そして、これはあくまでも旭川医科大学の地域医療を支える活動というか、運営事業に対して、うちの八雲町なり総合病院がそれに賛同して寄付をするということですから、あくまでも独自であります。

その中で、本来であれば先ほども言いましたけれども、病院事業の収入をもってやはり充てるべきなものでありますけれども、福原課長の説明でもありましたけれども、今年度は年度途中だということもあります。病院の方でもなかなか今財政運営上それを捻出というのは難しいということもありますが、これを特別交付税制度の中でこういうようなことを地方、ようするに市町村なりが、国の地域医療に対する取り組みに対してこれからも頑張ってもらいたいという中で、寄付金の事業、行為に対して、特別交付税の制度を、現行先ほども言いましたけれども規定はありません。そういう中で特別な事情として認めてほしいというようなことで、これから一般会計、八雲町としては道の方に交渉していくと、要請していくと、要望していくということでもあります。

ですので、基本的には病院事業の収入で充てるものであります。それが意味認められるかどうかは分かりませんが、認められればですね、今後平成31年度以降、同様な意味総合病院なり国保病院での寄付事業を行う場合にはですね、財源として見込むことが出来るのかなと。逆に言えば、見込められるように今年度は要望していきたいというような、ある意味希望的な方向性を何とか作りたいという意味での今回の予算の組み

立てでありますので、ご理解を願いたいと思います。

○10番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） 希望的云々ってあったんですけども。これはじゃあ先ほどの説明でもありましたけれども、先駆者は八雲町なんですか。ということが1点と。

縷々説明を受けました。だけれども、これは病院会計を跨いだ支出だから、これ特別交付税に同じような金額の1,000万が出てきてるものですからね、私あえてその辺の整理を自分でしておかなければ。国で特交の処置をしてくれたんだなということで、そういう理解を持っていたものですからね、あえて聞かせて自分の中で整理していきたいなというふうな感じで聞いたんですけども。

どうも今一度、非常に自分の頭の中で整理できていないんですけども、そうでないということのかな、ちょっとその辺の数字のやり取りをお聞かせ願いたいんですけども。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 説明が足りなかったのかなと思いますけれども。

こういうような事業というのは、基本的にはまれであります。

そういう中で財源確保というような観点、ある意味今回議員皆様の方に補正予算としてお願いするにあたって、どのような組み立てがいいのかというような事も含めて道の方から情報収集をさせていただいたという中で、聞くところによるとこういうような事例というのは道内ではですよ、八雲町が初めてらしいと、初めてだというようなことを教えていただいたと。

それと特別交付税の関係は、あくまでもこの寄付に関して制度はございません。そういう中で、制度がないからしたら黙って我慢するのかということではなく、交付税制度は基本的に国から交付されるものでありますけれども、制度改正要望と、要するに制度をこれからどうしていけばいいのかと。特別交付税だけでなく、普通交付税もそうなんです。制度のあり方、地方の実態に即した制度のあり方がどうなのかということで、毎年少なくとも改正というか、考え方が変わります。この経費に対しては認めるだとか、この経費については実態としてはあまりかかってないよねということで、少なくするだとか廃止するだとか。というような、地方の意見を聞くような制度も持っております。

ですので、今回はあくまでも要望というのは、これをある意味先駆的な地方として考えていかなければならない項目ではないでしょうか、というような意味合いを込めて要望すると。要望する上で補正予算もこのように計上して、うちとしては考えていますよというようなことで、やっていきたいというような意思を込めているものです。

ですので、先ほど言いましたけれども、議員の皆様に対してはこの意味ではまだ決定された財源ではないということで、非常に失礼なのかもしれませんが、先ほども申しましたが、基本的にその辺はまだ認められるか認められないかは分かりませんが、今初めて先駆的な事業ですから、かなり難しいのかなと思っております。

しかしながら、一般会計全体の収入の状況を見ましてですね、この辺、1,000万の部分が交付されなかったら、他の収入でもって賄いきれるか賄いきれないかということはどうですか、他の補助金についても同じなんですけど、年度末までその状況を注視しながら、必要があれば改めて補正を組み替えをした中でお願いをすることとなりますが、1,000万であればこれまでの例年の経験則からいけばなんとか違った収入、例えば税金だとか何とかの中で補填可能なのではないかなというふうに思っております。

○10番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） 1,000万の寄付金、総合病院の会計から支出される。ここまではいいですね。そうすると単純にね、総合病院が毎年多額の赤字計上がなされる中で、1,000万の支出というのはいかなものかなという人も出てくると思うんです、当然。

だけれども私、先ほども言ったように特別交付税で1,000万処理されてきているものだから、それと差し引きゼロだなという感じを持っていたものですから、自分の頭の中で。再度整理しておきたいと思えます。

そこでね、この医科大学に対するこの1,000万の補助。道が調整役に入って全道的に各市町村にお願いするという類のものでもまたないんだ。その町の自主性に任せるわけだ。そうすると、全道一律でないわけだよね。やるところもあるし、やらないところもあるし、俺たち関係ないやというところは当然やらないだろうし。そういう類のものなんですけど、先ほど鈴木課長の先駆け、先駆者という言葉、説明されたんですけども。

これは私は八雲町としては、先ほど福原課長もいろんな面でお世話になっているから、こういうやり方も、手法もありやと思うんですけども。そうなるといかなものかなと、片方でクエスチョンマークが頭の中でついてるんですけどもね。

まあ、全道に先駆けて、結果はどうであれ、八雲町としてはやっぱり出してやる案件なのかなということになりますか。

じゃあ、そういうことで八雲町は広義な判断をしたと。広くいろんな状況を考えて広義の意味合いがあるんだということを押さえておいた方がいいのかな。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今、田中議員からいろいろ質問がありました。これはあくまでも旭川医科大学が地域医療に特化した研究、又は医師を育てるという意味でありますので。八雲総合病院、又は国保病院もやはり医師不足ということもありますので、これはそういう関係も含めて、病院としても町としてもこれは地域医療を守る、医師を確保するという意味でですね、広く町が表明するような、そんなことで側面には医師確保もあるということでご理解を願いたいと思えます。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第10 議案第8号

○議長(能登谷正人君) 日程第10 議案第8号平成30年度八雲町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長(鈴木敏秋君) 議長、財務課長。

○議長(能登谷正人君) 財務課長。

○財務課長(鈴木敏秋君) 議案第8号平成30年度八雲町一般会計補正予算(第7号)についてご説明いたします。別冊議案書1ページであります。

この度の補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに858万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を143億3,591万6,000円にしようとするものであり、8月16日の大雨、8月24日の台風20号、9月4日の台風21号、9月6日の北海道胆振東部地震の各災害に係り要した避難所町施設の運営費及び8月16日の大雨により被災した公共施設の復旧費の追加の補正であります。

なお、本一般会計補正予算における各特別会計への繰出金の追加、すなわちこの後提案いたします議案第9号から議案第12号の各特別会計の補正予算議案につきましては、9月6日北海道胆振東部地震の災害に係り要した各施設の運営対策費の追加の補正であります。

はじめに議員皆様へご理解を賜りたいこととして、一般会計、特別会計ともこれら追加する予算は、異常気象に備え終焉するまでの避難所の設置、施設の運営経費、その後の町民の生活、経済活動に障害とならないよう施設の復旧など対策に要した経費であり、一部を除き執行済みであることをご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、お願いする追加予算は現時点での集約結果であり、把握漏れの事案やこの後整理いたします対応職員に係る人件費などについては、改めてお願いすることとなりますのでご了承願います。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書8ページであります。2款総務費、1項総務管理費、13目災害対策費28万7,000円の追加は、先

に説明しました8月から9月にかけて襲来した大雨、台風に際しての避難所設置経費。9月6日胆振東部地震による停電に際しては、非常用災害用発電機の稼働、避難所の設置対策などに係る経費であります。

避難所設置状況は、8月16日の大雨時においては見市温泉宿泊者、従業員に対し役場本庁舎を避難所として用意し、22名を収容。8月24日の台風20号の襲来に備え、くまいし館など避難所4か所を用意し、計6名の受け入れ。9月4日の台風21号の襲来に備え、くまいし館21名など計12か所の避難所で42名の受け入れ。9月6日の北海道胆振東部地震の後の停電に対し、9月6日から9月7日の夜間にかけて八雲小学校体育館など計3か所9名の収容。9月7日から9月8日の夜間において、福祉避難所運営協定に基づき特別養護老人ホーム厚生園に対して1名を依頼したものであり、使用した災害用毛布のクリーニング代、避難者への飲料水、対応職員への食糧の提供及び9月6日から停電の際に稼働させた非常用災害用発電機の燃料代など、節説明欄記載のとおり追加をお願いするものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、8目水道事業費21万5,000円の追加。9目簡易水道事業費4万1,000円の追加。6款農林水産業費、1項農業費、8目農業集落排水事業費16万4,000円の追加及び8款土木費、4項都市計画費、5目下水道事業費145万7,000円の追加は、初めに説明しましたとおり9月6日北海道胆振東部地震による停電に係り各特別会計が要した対応費に係る一般会計負担としての操出金であり、内容につきましては各特別会計の補正予算議案で説明いたします。

議案書10ページになります。11款災害復旧費は、8月16日の大雨により被災した施設の復旧費の計上であります。

最初に本補正予算に係る被災施設、その復旧費について説明いたしますので別冊の概要説明書4ページの別紙3をご覧ください。

公共土木施設において町道熱田奥横断線他9路線20か所で法面崩壊、路面洗掘などに対し、148万7,000円の復旧費。河川山崎川ブロック崩壊30メートル、シラリカ川土砂埋塞80メートルに対し、89万6,000円の復旧費であります。農林水産施設において、林道基幹道盤石岳線他6路線36か所で排水溝埋没、路面洗掘などに対し、178万3,000円の復旧費であります。その他公共施設として、鉛川観光施設の水道水供給施設の浄水設備、ろ過機の機能損失に対応するろ過砂の交換費108万円であります。これは水源である河川、沢水において火山灰を含む微細な濁水が大量に発生し、それがろ過設備まで流入、機能停止を引き起こしたもので、ろ過砂の交換を要することとなったものであります。

また、熊石大谷温泉送湯管の復旧費117万6,000円であります。これは、大谷泉源の温泉水の利用が熊石鮎川の温泉水利用施設まで国道277号線の路肩に付設する送湯管によるものであり、それが見市川の氾濫による国道277号線の路肩の決壊と共に約10メートル流出したため、その復旧対策経費であります。温泉水の供給

を保障するため応急工事を実施し、その後国道の復旧工事にあわせた本復旧工事を施工しようとするものであります。

それでは、事項別明細書により説明いたします。議案書10ページにお戻り願います。11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、2目現年度災害復旧費238万3,000円の追加は、町道、河川の復旧費として節説明欄記載のと通りの計上であります。

11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、2目現年度災害復旧費178万3,000円の追加は、林道の復旧修繕料の計上であります。

11款災害復旧費、3項その他公共施設災害復旧費、1目現年度災害復旧費225万6,000円の追加は、鉛川観光施設浄水設備修繕料、ろ過砂の交換費108万円、熊石大谷温泉送湯管の復旧費117万6,000円で、節説明欄記載のと通りの計上であります。

以上、補正する歳出の合計は858万6,000円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書6ページとなります。10款1項1目地方交付税798万6,000円の追加は、災害対策施設災害復旧費に要する財源として特別交付税の計上であります。

21款1項町債、9目災害復旧事業債60万円の追加は、歳出で説明いたしました林道の復旧費に対応するものであります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の858万6,000円の追加であります。

次に、地方債の補正であります。議案書3ページであります。第2表地方債の補正は追加であり、災害復旧事業で60万円であります。

以上で、議案第8号平成30年度八雲町一般会計補正予算（第7号）の説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第11 議案第9号

○議長（能登谷正人君） 日程第11 議案第9号平成30年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○議長（能登谷正人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 議案第9号平成30年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。別冊議案書13ページをご覧ください。

この度の補正は、先ほど財務課長より説明ございましたとおり、9月6日に発生しました北海道胆振東部地震に伴う停電災害対応分の経費について増額補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに4万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,452万1,000円にしようとするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書17ページ中段をご覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費4万1,000円の追加は、大規模停電発生に伴い水道水を供給するにあたり、各浄水場の薬品注入設備の稼働が必要な状況となったことから、小型発電機2台の借り入れに伴う関係経費で、11節需用費から14節使用料及び賃借料まで節説明欄記載のとおり追加しようとするものでございます。

続いて歳入であります。同じページの上段をご覧ください。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金4万1,000円の追加は、歳出に対応した一般会計からの繰入金でございます。

以上で、議案第9号平成30年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 熊石地区の水道になっているところで、この緊急時に借りられたから良かったんですけども、自前でこういう物は持っていないんでしょうか。災害で備蓄で発電機なんか相当数揃えているんですけども。それは避難所のために使うとしてですね、このライフラインの部分のこういう場合に必要な発電機っていうのが無いっていうのは、ちょっといかがなものかなと思うんですけども。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○議長（能登谷正人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 三澤議員さんご指摘のとおりですね、避難所向けの発電機等々をご用意しております。ただ、うちの簡易水道施設につきましては、長期停電を想定していない部分もございましたので、長期停電の際にはどうしても一時的に発電機が必要な機会があるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

(何か言う声あり)

○9番(三澤公雄君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) 短時間で使うのであれば、備えている避難所用の発電機を回すという事も想定していたんですけども。

今の答弁からいくと、それは使わずに新たに借り入れてある程度の時間を動かしたという事なんで。僕は、揃えておくべきではないかなと思うんですけども。いかがなものでしょうか。

○地域振興課長(野口義人君) 議長、地域振興課長。

○議長(能登谷正人君) 地域振興課長。

○地域振興課長(野口義人君) すみません、ちょっと私の答弁足らずでございました。会館の発電機はですね、小型の中でも小力用の発電機でございますので。こちらの水道施設を運転する際には1ランク上、もしくは2ランク上の発電機が必要な状況となったことからですね、業者等々から手配、借り入れをした中で今回水道施設の運転を行ったという状況でございます。

(何か言う声あり)

○地域振興課長(野口義人君) 議長、地域振興課長。

○議長(能登谷正人君) 地域振興課長。

○地域振興課長(野口義人君) 水道施設については、非常用発電施設は備えている状況ではございますけれども、今回の塩素注入器につきましては、そちらの発電機から持ってこれるような仕組みにはなっていないという状況でございます。

(何か言う声あり)

○地域振興課長(野口義人君) 議長、地域振興課長。

○議長(能登谷正人君) 地域振興課長。

○地域振興課長(野口義人君) 今回の災害等々でこういう状況を招いたという事でございますので、今後に向けては発電機等々の保持というんでしょうか、抱えて、今後の災害等に対応したいと思っております。

○議長(能登谷正人君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第12 議案第10号

○議長（能登谷正人君） 日程第12 議案第10号平成30年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議案第10号平成30年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。議案書19ページをお願いいたします。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに145万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億5,827万円にしようとするものであり、9月6日に発生いたしました平成30年北海道胆振東部地震に伴う停電災害対応分の補正でございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書23ページ中段をお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、3目八雲地区施設管理費63万3,000円の追加は、八雲浄化センターと各マンホールポンプ所について、停電後においても稼働させるため、汚水の汲み上げポンプ稼働に伴う発電機の設置から復旧までの間行ったもので、11節需用費では発電機を使用した際の発電機用ケーブル購入費1万2,000円及び発電機用燃料費9万5,000円その他、12節役務費にマンホールポンプ所に溜まった汚水汲み上げ手数料など47万2,000円、14節使用料及び賃借料に発電機運搬車借り上げ料及び発電機借り上げ料で、5万4,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

4目熊石地区施設管理費82万4,000円の追加は、3目八雲地区施設管理費の説明と同様に、熊石浄化センターとマンホールポンプ所を停電後においても稼働させるため、11節需用費に発電機用燃料費などで6万9,000円、12節役務費に汚水汲み上げ手数料として39万4,000円、14節使用料及び賃借料に発電機運搬車借り上げ料など24万6,000円その他、7節賃金に直営作業員による熊石地区各マンホールポンプ所での対応業務として11万5,000円を、それぞれ追加しようとするものであります。

以上、補正しようとする歳出の合計は145万7,000円の追加でございます。

続きまして歳入でございます。23ページ上段をお願いいたします。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金145万7,000円の追加は、歳出に対応した一般会計からの繰入金でございます。

以上、簡単ではございますが議案第10号平成30年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） これは浄化槽の維持のためには必要だったと思うんですけども。こういう災害時には何時間ほどの停電だったらこういう措置がいらなくて済むというふうに想定されているんでしょうか。

それとも止まった以上、浄化するものは僕の知識では止められないと思うので。バイオの浄化だと思っておりますから、だから停電時には発電機は必ず必要なのかなど。でもこれを見ますと用意していなかったから借り上げた云々ということだと思うんですけども。

いわゆる今後のことも含めて、どのように対応するのかお聞きいたします。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川崎芳則君） ただ今の停電の対応でございますけれども。各下水浄化センターにつきましては、備え付けの非常用発電機がございますので、停電と同時に発電機が稼働するようになっております。

また、マンホールポンプ所につきましては、その停電する時間帯にもよるんですけども、やはり水を使用する時間帯であると、そのポンプ所に溜まる容積というものがございますので。特に何時間で発電機が必要だという部分については、そこまではちょっと押さえていないんですけども。

ある程度、今までですと2時間、3時間程度ですと発電機の使用はしないで復旧したという部分がございます。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） それでは、今後も含めて今回業者さんにお世話になったのかどうか、そこはちょっとこの汲み上げに関しては分かりませんが。この1日くらいの停電でというのは、これからも想定されるのかなと思いますけれども。

今後の対応はどういうふうにする考えでしょうか。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川崎芳則君） 今後の対応ということでございますけれども。

直近でこのような長時間で停電した部分というのが最近ではなかったものから、今内部でも検証しております。今回、一部八雲地域についても通電している部分の方から汚水が、停電しているマンホールポンプ所に流れ込んだということで、清掃車の汲み上げでは間に合わなくてですね、発電機を使用して行ったという部分もございますので。その発電機の必要性も、今後内部で検討していきたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第13 議案第11号

○議長（能登谷正人君） 日程第13 議案第11号平成30年度八雲町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議案第11号平成30年度八雲町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。議案書25ページをお願いいたします。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正でございます。歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに16万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,536万9,000円にしようとするものであり、9月6日に発生いたしました平成30年北海道胆振東部地震に伴う停電災害対応分の補正でございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書29ページ中段をお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、2 目施設管理費16万4,000円の追加は、落部地区農業集落排水施設と各マンホールポンプ所について、停電後においても稼働させるため、11節需用費では停電から復旧までの間発電機を使用した際の発電機用燃料費2万3,000円その他、12節役務費にマンホールポンプ所に溜まった汚水汲み上げ手数料14万1,000円をそれぞれ追加

しようとするものでございます。

以上、補正しようとする歳出の合計は16万4,000円の追加でございます。

続いて歳入でございます。29ページ上段をお願いいたします。5款繰入金、1款他会計繰入金、1目一般会計繰入金16万4,000円の追加は、歳出に対応した一般会計からの繰入金でございます。

以上、簡単ではございますが議案第11号平成30年度八雲町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第14 議案第12号

○議長（能登谷正人君） 日程第14 議案第12号平成30年度八雲町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議案第12号平成30年度八雲町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明いたします。議案書31ページをお願いいたします。

この度の補正は、9月6日に発生いたしました平成30年北海道胆振東部地震に伴う停電災害対応分の補正でございます。第2条収益的収入及び支出は、補正予算実施計画により収益的支出からご説明いたします。32ページ下段になります。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目総係費の燃料費18万9,000円の追加は、停電後も浄水場や増圧ポンプ施設を稼働させるため、備え付けの発電機用燃料として使用いたしました軽油の購入費用でございます。委託料10万4,000円の追加は、停電後も給水を続けるため、夜間早朝に緊急対応いたしました水道施設維持管理

委託業者への支払費用でございます。

2項営業外費用、5目雑支出のその他雑支出21万5,000円の追加は、停電によりアパートや自衛隊官舎などに設置されております受水槽から汲み上げるポンプが停止し、建物内の各世帯へ給水不能となったことから、飲料水を確保する目的で使用いたしました給水袋を補充するための購入費用でございます。

営業費用、営業外費用の合計50万8,000円を水道事業費用に追加し、支出の合計を3億6,643万2,000円にしようとするものでございます。

続いて収益的収入ですが、上段になります。1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金の一般会計補助金21万5,000円の追加は、収益的支出でご説明いたしました給水袋の購入費用を一般会計からの繰り入れにより対応し、収入の合計を3億6,668万7,000円にしようとするものでございます。

31ページにお戻り願います。第3条他会計からの補助金の補正でございます。予算第9条に定めた一般会計から水道事業会計へ補助を受ける金額3,290万7,000円に、収益的収入でご説明いたしました一般会計補助金21万5,000円を追加し、3,312万2,000円にしようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが議案第12号平成30年度八雲町水道事業会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第15 同意第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第15 同意第1号八雲町教育委員会委員の任命に関し、同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 同意第1号八雲町教育委員会委員の任命に関し、同意を求めるこ

とについて、ご説明いたします。

本件は、現教育委員でございます藤内智子氏の任期が平成30年11月17日をもって満了となりますことから、再度同氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

同氏は議案書に記載のとおり、八雲町大新279番地2に在住で昭和38年5月28日生まれの55歳であります。同氏は平成26年11月18日から現在まで教育委員として活躍されておりまして、教育に関する識見が高く、公正な立場で大局的な判断をなし得る方であります。

また、温厚にして誠実なお人柄でございます。教育委員として適任でありますので、議員各位のご賛同をお願い申し上げ提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し直ちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。八雲町大新279番地2、藤内智子さんを八雲町教育委員会委員として同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、藤内智子さんを八雲町教育委員会委員として同意することに決定いたしました。

◎ 日程第16 諮問第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第16 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、現人権擁護委員である山中義廣氏の任期が平成30年12月31日をもって満了となるため、後任者の推薦について人権擁護委員法第6条3項の規定に基づき議会の意見を求めるもので、再度同氏を推薦しようとするものであります。

同氏は平成28年1月から人権擁護委員を務め、積極的に活動をされ、人格、識見共に高く、広く社会の実情に通じた方であります。

したがいまして、同氏を人権擁護委員の適任者として再度推薦いたしたく存じますので、議員各位のご同意をお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。本件については、質疑、討論を省略し直ちに採決いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり適任と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、山中義廣さんを人権擁護委員として適任とすることに決定いたしました。

◎ 日程第17 発委第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第17 発委第1号八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○14番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14番（千葉 隆君） ただ今議題に供されました発委第1号八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会設置に関する決議について、議会運営委員会委員長として提案理由を説明いたします。

役場庁舎等の整備につきましては、平成30年度町政執行方針において町民センター、郷土資料館、保健福祉課を集約した町の合同庁舎の建設を検討することが表明され、また、国立病院機構八雲病院の跡地を念頭に置き、八雲養護学校施設の活用も考慮しながら、町では平成31年度中の庁舎等建設基本計画の策定に向けて具体的な検討に入ろうとしております。

役場庁舎等の整備にあたっては、住民の利便性の向上と効率的な行政運営を行うことは無論のこと、台風、豪雨、地震など自然災害に対しても、防災拠点としての機能を果たせる強靱な建物であることが要求されます。

町では今後、基本計画、基本設計、実施設計の策定に向け、庁内検討委員会の設置、町民説明会やパブリックコメントの実施も予定されているところでありますが、議会としましても積極的に情報収集を行いながら、整備検討にあたっての諸課題やこれに関する事項について調査を行い、住民を代表する立場として議員一人一人が議論を深め、住民が利用しやすく、より良い住民サービスを提供することが出来る庁舎等の整備に向けて、町と共に検討していくことが重要であると考えております。

このようなことから、八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会設置に関する決議案を提出する次第であります。

特別委員会の設置期間については本調査が終了するまでとし、構成委員の数は14

名といたしたく存じます。

議員各位のご賛同をお願いし、簡単ではありますが提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会委員の選任

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。ただいま設置されました、八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長を除く全議員を委員として指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

◎ 八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会の閉会中の継続調査付託

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。本特別委員会の調査は、閉会中の継続調査として調査が終了するまで付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時32分

○議長（能登谷正人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会正副委員長の互選報告

○議長（能登谷正人君） ご報告いたします。休憩中に開かれました八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会において、委員長に三澤公雄君、副委員長に大久保健一君を互選した旨報告がありました。

◎ 日程第18 発議第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第18 発議第1号道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 発議第1号道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について、提出者を代表し提案理由を説明いたします。

道教委は3月、これからの高校づくりに関する指針（新指針）を公表しました。旧指針の問題点を一切改めない新指針によって、今後も統廃合が進むことは明らかであり、都市部への一極集中や地方の切り捨てにより地域間格差が増大するとともに、北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない新指針を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきであります。そのためには、地域の意見、要望を十分反映させ、地域の経済、産業、文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していくことが必要であります。

以上の趣旨に基づき、以下の5項目を強く要望し意見書を提出いたしますので、議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第19 発議第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第19 発議第2号キャッシュレス社会の実現を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13番（宮本雅晴君） 発議第2号キャッシュレス社会の実現を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をさせていただきます。

世界各国のキャッシュレス決済比率を比較すると、キャッシュレス化が進展している国は40%から60%台であるのに対し、我が国は20%に留まっているのが現状である。

日本でキャッシュレス支払が普及しにくい背景として、治安の良さや偽札の少なさ等の社会情勢に加え、消費者が現金に不満を持たず、キャッシュレスに漠然と不安を持っていること、さらには店舗における端末負担コストやネットワーク接続料、加盟店手数料等のコスト構造の問題等が挙げられている。しかし、近年は実店舗における人手不足やインバウンド対応、スマートフォンを活用した支払いサービスの登場等、キャッシュレス推進の追い風となる動きも見受けられている。

記1、実店舗等がコスト負担している支払手数料のあり方を見直すなど、ビジネスモデル変革のための環境整備を行うこと。2、地域商店街等と連携したポイント制度などのインセンティブ措置を検討し、消費者に対する利便性向上を図ること。3、QRコード等のキャッシュレス支払に関する技術的仕様の標準化を行うなど、サービスの統一規格や標準化等を整備すること。4、産官学が連携して必要な環境整備を進めていくとともに、キャッシュレス支払を通じて新たに生み出されるデータの利活用によるビジネスモデルを促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「議長」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） キャッシュレス社会の推進については、今回の地震による停電でも証明されたようにATMも使えなくなり、ぜい弱だということが判明いたしました。政府が進める事ですから、追々そういう方向にはなるとは思いますが、現金の活用はいざという時の備えとして先人の知恵でもあると思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 発議された中で、4番目の産官学が連携しての部分ですが。キャッシュレス支払を通じて新たに生み出されるデータの利活用によるビジネスモデルを促進することと。これらは我々が反対しているナンバー制度だとかいうのに繋がる、そういう個人データの漏出を促すものだと思われるので、反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 他に討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 賛成者多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第20 発議第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第20 発議第3号児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13番（宮本雅晴君） 発議第3号児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書について、提案説明いたします。

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年急増しており、平成28年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数が12万件を超え、5年前と比べると倍増している。

こうした事態を重く受け止め、政府は平成28、29年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきた。しかし、今回の事案は児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救う事ができなかった。

記1、平成28年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市・特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。2、子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするとともに、施設やNPO等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担、協働を加速する「児童相談体制改革」を行うこと。3、児童相談所間及び児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、引継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。4、全国共通ダイヤル「189」を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相談できる窓口につながるまでの間に未だ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証・分析し、その結果を踏まえ、児童相談所への通告の無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。5、保育所や幼稚園・学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、SSWを中心とした学校における虐待対応体制を整備すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第21 発議第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第21 発議第4号オスプレイの訓練地域拡大ストップと国内飛行中止を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 発議第4号オスプレイの訓練地域拡大ストップと国内飛行中止を求める意見書について、提案説明を行います。

普天間飛行場に配備したオスプレイを、日米両政府は訓練の県外移転を進めています。政府は道内訓練などが「基地負担軽減が目的だ」と繰り返し説明してきました。ところが、オスプレイが道内で初参加した昨年8月の日米共同訓練をめぐり、防衛省の内部文書では訓練目的として「沖縄の負担軽減」にかかわる記述はなく、自衛隊と米軍との「相互運用性の向上」が挙げられているとマスコミで報道されました。さらに、米側からの「道内に補給拠点を」との要望に対し、陸上自衛隊帯広駐屯地内の十勝飛行場の活用を、防衛省などが検討していることも明らかになりました。自衛隊と米軍との一体運用の強化が図られようとしています。

騒音被害や墜落など、重大事故の危険をとまなうオスプレイの訓練地域拡大をやめること及び国内飛行を直ちに中止することを国に強く求めます。

以上、議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって本案は否決されました。

◎ 日程第22 発議第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第22 発議第5号介護保険制度の抜本的改革を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 発議第5号介護保険制度の抜本的改革を求める意見書に

ついて、提出者を代表して提案説明いたします。

介護保険制度は2000年、「家族介護から社会で支える介護へ」というスローガンを掲げて導入されましたが、実際には要介護に応じてサービス内容や支給額が制限され、スタート当初から「保険あって介護なし」と言われていました。

事業所は介護報酬の引き下げにより経営難に追い込まれ、事業から撤退するところも生まれています。介護労働者は平均賃金が全産業平均を10万円も下回るという低賃金と非正規労働が主流で、人手不足の常態化という劣悪な条件で介護現場を守っています。利用者への負担を一方的に押し付け、給付削減をすることは、利用者・家族を苦しめ、介護保険制度の存立基盤を危うくするだけであります。よって、現在の介護保険制度を「必要な介護が保障される持続可能な制度」へと抜本的に改革することを強く求めるものであります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって本案は否決されました。

◎ 日程第23 発議第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第23 発議第6号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2番（関口正博君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 関口君。

○2番（関口正博君） 発議第6号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、提出者を代表して説明いたします。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、

林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がございます。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものでございます。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成31年度に創設される森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望いたします。

記1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。2、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第24 発議第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第24 発議第7号北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書について提出者を代表して提案説明いたします。

我が国の食と農を支えてきた主要農作物種子法が本年4月1日に廃止されました。

このことは、我が国の食の安全・安心、食料主権が脅かされることであり、国民・道民にとっても大きな問題であります。

よって、八雲町議会は北海道における現行の種子生産・普及体制を生かし、本道農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取組を後退させることなく、農業者や消費者の不安払拭のために、北海道独自の種子条件を制定するよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第25 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第25 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち会議規則第73条の規定により、特定調査事項について閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。申出書は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 日程第26 議員派遣の件

○議長（能登谷正人君） 日程第26 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、会議規則第125条第1項の規定によりお手元に配付のとおり決定したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして本定例会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

よって、平成30年第3回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午後 2時01分]